

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 12 月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600286 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600132 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成20年7月28日は20万円、同年12月26日及び平成21年7月28日はそれぞれ23万円に訂正することが必要である。

平成20年7月28日、同年12月26日及び平成21年7月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月28日、同年12月26日及び平成21年7月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成20年7月28日
② 平成20年12月26日
③ 平成21年7月28日

A社から、請求期間において賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出されたB銀行C支店の預金通帳の写し及びA社の回答により、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、D市から提出された「平成21年度給与支払報告書」及び「平成22年度給与支払報告書」における社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額等から推計される、年間の給与に係る各社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚が所持していた請求期間に係る賞与明細書により、いずれも標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、A社は、賞与が支給されなければ、厚生年金保険料を控除しないで支給することはないとしている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①に20万円、請求期間②及び③にそれ

ぞれ 23 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 7 月 28 日、同年 12 月 26 日及び平成 21 年 7 月 28 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600285 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600133 号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月6日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成22年12月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月

A社において、請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

請求期間に係る賞与が支払われた証拠として、当該期間の給料明細表(写)及び預金通帳(写)を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が、請求期間の賞与に係るものとして提出した給料明細表(写)には、「H22年11月給料明細表」と記載されているところ、事業主の回答、事業主から提出された「元帳」(写)及び請求者から提出された預金通帳(写)から、当該明細表は、請求期間の賞与に係るものであることが認められ、当該明細表により、請求者は請求期間において、25万円の賞与の支払を受け、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、事業主の回答及び上記預金通帳(写)により確認できる振込日から、平成22年12月6日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月6日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを

認めていることから、年金事務所は、請求者の同年 12 月 6 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。